

養父市こども食堂開設運営事業助成金
事務手引き

養 父 市

1 こども食堂開設運営事業助成金

(1) 概要

こども食堂開設運営事業助成金（以下「助成金」といいます。）は、こどもが社会とのつながりを実感できるとともに、こどもが安心できる地域の居場所づくり及びこどもを見守る環境の整備を図るため、養父市内にこども食堂を開設し、又は運営する団体に対し、予算の範囲内において、交付する助成金です。

(2) 助成対象者

助成金の交付の対象となる団体は、次の要件を全て満たす団体です。

- ① 市内に本拠地を有する団体であること。
- ② 1年以上継続してこども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められること。
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。ただし、当該団体において、補助対象事業が宗教活動又は政治活動と明確に区分して実施されるものと市長が認めるときは、この限りでない。
- ④ 営利目的の活動を行わないこと。ただし、こども食堂を実施する場所においてこども食堂を利用しない者に飲食の提供を行う場合は、この限りでない。
- ⑤ 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- ⑥ 養父市暴力団排除条例(平成25年養父市条例第18号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある団体でないこと。

(3) 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業です。

- ① 養父市内でこども食堂を開設し、又は運営すること。
- ② 養父市民がスタッフとして運営に関わっており、代表者、運営スタッフその他協力の人員を含む体制が一定程度整っていること。
- ③ 原則として月1回以上自主的及び継続的に実施するものであること。
- ④ こどもに無料又は食材費相当額程度の低額な料金で食事を提供する活動のこと。
- ⑤ こども食堂について地域への適切な周知がなされ、主に市内に居住するこどもの十分な参加が見込まれること。
- ⑥ こどもに、学習、遊び又は地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- ⑦ 地域に開かれた運営ができること。
- ⑧ 保健衛生上、安全上及び管理上適切な配慮ができること。

(4) 助成金の内容

① 事業の形態

- **食事型** こども食堂において手作りの食事を提供する（参加者と一緒に調理をする場合をむ。）ことをいいます。
- **市販品型** こども食堂において市販品の食品（パンやお菓子、お弁当等）を提供することをいいます。
- **宅食型** 手作りの食事をこどもの自宅等に持ち帰ること、またはこどもの自宅等に届けることをいいます。

※ 基本的には食事型だが、学校の長期休みなどの期間中は市販品型で実施するなど、年間を通して実施形態を組み合わせる実施することができます。

② 助成対象経費及び助成金の額

助成金の交付の対象となる経費は、こども食堂の開設又は運営に要する経費であって、次の下表に掲げる経費が対象となります。

また助成金の額は、下表の区分に応じ、助成金対象経費の総額から参加費等の収入を控除して得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）となります。

区 分	対 象 経 費	助 成 額
開設助成 (こども食堂の新規開設に要する助成対象経費)	修繕又は工事請負費 建物の修繕又は改修（実施に最低限必要な修繕又は改修に限る。）に係る費用 ※ 建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外とする。	こども食堂1か所当たり100,000円を限度とする。ただし、申請年度中に開設するものに限る。
	備品購入費 事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費	
運営助成 (こども食堂の運営に要する助成対象経費)	報償費 食事提供、学習支援、イベント、体験活動等に係るスタッフへの謝礼金（1人1回2,000円を上限とする。）	実施1回に当たり食事型は40,000円、市販品型は20,000円、宅食型は60,000円を基準とし、年間の総実施回数を乗じて得た額を上限とする。
	旅 費 食材等の運搬に係る交通費（スタッフの出勤に係る交通費を除く。）	
	需用費 助成対象事業で利用する消耗品費、チラシ等印刷費、光熱水費、食材費及び車両の燃料費 ※ 光熱水費について、自宅、店舗等が実施場所であるなど、助成対象事業の金額が明確でない場合、開所時間で按分する等の方法で算出すること。	
	役務費 通信費、郵便代及び保険料 ※ 自宅、店舗等が実施場所であるなど、助成対象事業の金額が明確でない場合、開所時間で按分する等の方法で算出すること。	
	使用料及び賃借料 会場の使用料、車両の賃借料及び配送費等 ※ 自宅、店舗等が実施場所であるなど、助成対象事業の金額が明確でない場合、開所時間で按分する等の方法で算出すること。	
特別助成	特別経費 上記運営助成の対象経費以外で、こども食堂を運営するにあたり必要となる費用	食事型は50,000円、市販品型は30,000円、宅食型は50,000円を上限とする。
衛生管理助成	衛生管理費 食品衛生責任者養成講習会の受講料等 ※ 運営継続の団体については、有資格者が構成員でなくなった場合に限る。	講習会受講者1人につき8,000円を上限とする。
専門職連携助成	専門職連携費 社会福祉士や公認心理士など専門的な資格を有する者と連携してこどもの見守りや保護者を含む相談対応など実施するにあたり必要となる費用	実施1回に当たり5,000円を上限とする。

③ 助成金の助成限度額

助成金の助成限度額は、1会計年度あたり1,060,000円（開設初年度においては、1,160,000円）が上限となります。

区 分	助成金の助成限度額		
	食 事 型	市販品型	宅 食 型
(1) 開設助成 ※初年度開設時に1回限り	100,000円		
(2) 運営助成 ※食事の提供形態に応じた助成額 ×年間実施回数	40,000円	20,000円	60,000円
(3) 特別助成 ※実施年度に1回限り	50,000円	30,000円	50,000円
(4) 衛生管理助成 ※受講者1人につき	8,000円		
(5) 専門職連携助成 ※実施1回につき	5,000円		
上記(1)～(5)の合計 1会計年度あたりの助成金限度額	1,060,000円 (開設初年度のみ1,160,000円)		

(1) 開設までのステップ

開設までに4段階の作業が必要となります。

ステップ1

① こども食堂の計画づくり

以下のことをしっかり話し合って作成しましょう。

- ・ 地域の課題と、その解決のために何をするのか。
- ・ 運営団体名、こども食堂名
- ・ 開催場所、開催時間、開催頻度
- ・ 食事の提供方法 など

ステップ2

②-1 地域の関係団体等との調整

活動への理解を得るために、地域の関係団体（自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）や学校と調整しましょう。

②-2 保健所への届出や消防による開催場所の確認

飲食の提供や火器を使用する場合は、以下のことが必要です。

- ・ 不特定多数の方に調理を提供する場合は、保健所へ食品衛生法による「飲食店営業」の許可が必要となります。
- ・ 消防に実施にあたっての届出が必要になる場合があります。事前に消防署にご相談ください。

ステップ3

③-1 必要なものを準備

開催にあたって、必要なものを揃えましょう。

- ・ 調理器具、食器類、衛生用品
- ・ 会場の看板
- ・ 開催チラシ
- ・ 参加者アンケートなど

③-2 計画の見直し

ステップ1で作成した計画を見直しましょう。

ステップ4

④-1 プレオープンイベントの計画づくり【任意】

地域の方々や関係者など、どなたを招待するのか決めます。

④-2 プレオープンイベントの実施【任意】

プレオープンを実施した後、反省点などの振り返りを行います。

ゴール

ゴールです。

今後、年間を通じて計画的に事業を実施していきます。

(2) 事務手続きの流れ

① こども食堂の計画

どのようにこども食堂を開設するか、運営スタッフや場所の確保、開催時間、こどもの定員、メニュー、広報の方法等について、しっかり話し合ってください。

② 助成金の申請

以下の書類をご提出ください。

- こども食堂開設運営事業助成金交付申請書（様式第1号）
 - 事業計画書（様式第2号）※別紙スタッフ名簿を添付
 - 収支予算書（様式第3号）
 - 誓約書（様式第4号）
 - 他の助成金、補助金又は交付金の交付を申請し、又はその決定を受けている場合は、当該内容が分かる書類の写し
 - その他市長が必要と認める書類
- ※ 事業内容や助成金の額と変更となる場合は、こども食堂開設運営事業助成金変更交付申請書（様式第7号）をご提出ください。

③ 申請内容の審査

申請内容について、公益性、計画性、事業内容等を着眼点として審査します。審査後、市は助成金の交付の可否等を決定し、申請者に通知します。助成金の概算交付が必要な場合は、請求書の提出があってから、概ね2週間を目安に助成金をお支払いします。

④ こども食堂の開催

こども食堂活動報告書（様式第10号）に様子を記載し、経費についてはメモを取り、領収書やレシート等を保管しておいてください。

⑤ 活動の報告

3月のこども食堂開催後、以下の書類をご提出ください。

- こども食堂開設運営事業助成金実績報告書（様式第9号）
- 活動報告書（様式第10号）
- 収支決算書（様式第11号）
- 領収書等、活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類
- 助成対象事業にかかる活動写真など事業の実施が分かる資料
- その他市長が必要と認める書類

※ 開催回数の変更等により、助成金の残額が生じた場合は、返還してください。

※ 食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は、受講者の「修了証の写し」と「領収書」をご提出ください。

※ レシートや領収書等の写しの提出が必要です。必ず保管しておいてください。

⑥ 活動記録の確認

ご提出いただいた報告について、収支記録と合わせて、内容を確認します。

(1) 助成対象要件**Q 1 運営スタッフは全員養父市民でないといけませんか？**

A 1 全員が養父市民である必要はありません。

Q 2 運営スタッフは何人必要ですか？

A 2 こどもの参加人数にもよりますが、調理や遊び・学習支援、広報、会計等を無理なく分担するには、5人程度は必要と考えます。

Q 3 こどもの最低参加人数はありますか？

A 3 最低3人以上の参加は必要です。自治協議会の回覧の活用や、学校へのチラシ配布等、地域へ広く広報を行った上で開催してください。

Q 4 校区外のこどもの参加は認められますか？

A 4 定員に空きがある場合や、子ども食堂が校区境にある場合等は、保護者の了解を得た上で、認めるかどうかご判断ください。

Q 5 安全面では特に何に注意する必要がありますか？

A 5 会場内外の点検や整備を行い、万が一事故等が起きた場合に備えて、しっかりと考えておくことが必要です。

また、食物アレルギーは命に関わることがあります。アレルギーを持つ子どもには事前に申告してもらうなど、アレルギーの有無については必ず確認してください。アレルギー対応が難しい場合は、対応できないことをチラシに明記するなど、事前に周知してください。

さらに、食事を提供する場合は、食中毒等が発生しないよう十分な注意が必要です。

Q 6 子ども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？

A 6 市にご相談ください。

(2) 助成内容**Q 7 助成金の残金が発生した場合、その残金をどう取り扱えばいいですか？**

A 7 助成金を精算いただくこととなります。

Q 8 特別助成の助成金の額はどのように決まりますか？

A 8 年間を通じて、主に開催する実施形態が、「食事型または宅食型」か、「市販品型」の提供かにより助成金の額を決定します。具体的には、「食事型または宅食型」の実施回数が多い場合は50,000円を、「市販品型」の実施回数が多い場合は30,000円を交付します。

Q 9 食事型や宅食型で実施する場合、どこまで手作りする必要がありますか？

A 9 明確な線引きは難しいですが、手作りは「食材を調理したもの」としていません。食事の提供に当たっては、手作りと加工食品・調理食品を上手に組み合わせ、バランスよく行っていただいたり、朝食・昼食・夕食の時間帯に提供いただくことが望ましいと考えます。

Q 10 備品購入の上限額はありますか？

A 10 特別助成で備品購入する場合は、食事型または宅食型は50,000円、市販品型は30,000円が上限です。上限を超える備品購入をご検討の場合は、事前に市までご相談ください。※開設助成は除く。

Q11 1 会計年度あたりの助成金の助成上限額には何を含まれますか？

A11 開設助成、運営助成、特別助成、衛生管理助成、専門職連携助成、これらすべてを合計した額から参加費等の収入額を引いた額です。例えば、

【月2回食事型を開催した場合】

- 運営助成：40,000円×24回（月2回）＝960,000円
- 特別助成：50,000円
- 衛生管理助成：8,000円×5名＝40,000円
- 参加費：500円（大人分）×240人＝▲120,000円
- 合計：930,000円＜上限1,060,000円→助成額は930,000円

【月1回食事型、月1回宅食型を開催した場合】

- 運営助成：40,000円×12回（月1回）＝480,000円
60,000円×12回（月1回）＝720,000円
- 特別助成：50,000円
- 衛生管理助成：8,000円×5名＝40,000円
- 参加費：500円（大人分）×240人＝▲120,000円
- 合計：1,170,000円＞上限1,060,000円→助成額は1,060,000円

Q12 専門職連携助成の対象となる専門職はどんな方ですか？

A12 社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師、保育士、歯科衛生士等の専門的な資格を有し、実務経験のある方です。連携する専門職の方の情報や、実地における活動内容については、事前に市まで届け出てください。

Q13 専門職の方には何をしてもらうことができますか？

A13 こどもの見守りや、保護者を含む相談対応、実施後、運営スタッフにこどもや保護者への対応方法をフィードバックしていただくなどを想定しています。

Q14 運営スタッフの中に専門職がいる場合は専門職連携助成の対象となりますか？

A14 既に専門資格を有する実務経験のある方が運営スタッフとして従事している場合は、専門職連携助成の対象とはなりません。

Q15 特別助成の経費は何が認められますか？

A15 運営助成の経費として認めていない備品も対象となります。備品とは、機械器具等その性質、形状を変えることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるものをいい、具体的には、1つの価格が1万円以上のもの（合計ではありません。）をいいます。

Q16 当てはまる費目がない場合はどうすればいいですか？

A16 費目の追加については、市までご相談ください。

(3) その他

Q17 食事を提供する対象は子どもだけですか？

A17 事業の趣旨を踏まえた上で、子どもだけでなく、高齢者や障害者等を含め提供していただくことは差し支えありません。その場合の高齢者や障害者等の料金は運営者が設定してください（Q24 参照）。

Q18 こどもたちの対象校区はどこまでですか？

A18 原則食事を提供する場所における旧小学校区内のこどもたちを対象としてください。ただし、個別事情がある場合は、安全に配慮しながら、校区外についてもご対応いただくことは差し支えありません。

Q19 食事を提供する際の注意点は？

A19 注意すべき主なものは次のとおりです。

- 施設設備の規模に応じた調理・提供食数としてください。
- 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱してください。
- 調理済みの食品は、食中毒菌が増殖しやすい危険温度帯に置かれる時間が極力短くなるよう、適切な温度管理（10℃以下又は65℃以上での保存）を行ってください。
- 食べ残した料理は、持ち帰らせないようにしてください。
- 詳細は、厚生労働省「子ども食堂における衛生管理のポイント」をご覧ください。

Q20 1日に、朝食、昼食、夕食と3食提供したとき、回数はどうなりますか？

A20 朝食、昼食、夕食とそれぞれ1回とカウントし、3回となります。

Q21 大人も無料ですか？

A21 大人の参加料については特に定めはありませんが、実費相当額を徴収してください。

Q22 食物アレルギー対応は必要ですか？

A22 食物アレルギー対応をするかどうかは運営者の方でご判断ください。食物アレルギー対応の有無はチラシ等に明記してください。

Q23 保険の加入は必要ですか？

A23 加入する保険に指定はありませんが、万が一に備え、物損や食中毒にも対応した保険にご加入ください。